

戸籍証明書等の請求書(広域交付用)

令和 年 月 日

江戸川区長 宛

※ 請求には本人確認資料が必要です。
その他の注意事項は裏面に記載されています。

必要な戸籍等の表示	本籍	都・道 府・県	市・区 町・村			
	フリガナ 筆頭者氏名 <small>(亡くなくても変わりません)</small>			明・大・昭 平・令	年 月 日	
	フリガナ 対象者氏名			明・大・昭 平・令	年 月 日	
必要な戸籍等の範囲	<input type="checkbox"/> 対象者の現在の戸籍					
	<input type="checkbox"/> _____の現在の戸籍					
	<input type="checkbox"/> _____が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍					
	<input type="checkbox"/> 対象者が生まれてから現在まで在籍した戸籍					
	<input type="checkbox"/> _____が生まれてから現在まで在籍した戸籍					
	<input type="checkbox"/> _____が _____歳から _____歳まで在籍した戸籍					
	<input type="checkbox"/> その他()					
必要な証明書	広域交付	戸籍全部事項証明書	通	戸籍・除籍 電子証明書	戸籍電子証明書提供用識別符号	通
		除籍全部事項証明書	通		除籍電子証明書提供用識別符号	通
		除籍(改製原戸籍)謄本 *コンピュータ化前	通		除籍電子証明書提供用識別符号 *コンピュータ化前	通
請求者	住所					
	電話番号 ()					
	フリガナ					
	明・大・昭 平・令					
		氏名 生年月日 年 月 日				
戸籍に記載されている方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻)					
	<input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫)					
請求理由及び使用目的(記載は任意)	<input type="checkbox"/> 年金用	(厚生・国民・共済)年金の(老齢・遺族・障害)年金の ()の手続きのため(年金事務所)に提出				
	<input type="checkbox"/> 相続用	亡くなった方の氏名 請求者との関係 () 生年月日 年 月 日 ・ 死亡年月日 年 月 日				
	<input type="checkbox"/> その他					

通数		手数料		受付		出力・確認		審査		個・免・経・パ・在・身・心 その他()
----	--	-----	--	----	--	-------	--	----	--	-------------------------

請求に当たっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。

(代理人の方は請求できません。)

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。

記載いただいた範囲の戸籍を検索します。

4. 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について

筆頭者の氏名、生年月日、本籍を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご了承ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。

必要な戸籍が、本籍地の市区町村において電算化していない場合には、広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 電子証明（戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号）について

※行政機関において、使用できるのは令和7年以降の予定です。

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16ケタの数字）を発行します（有効期限3か月）。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、符号を提示することで

紙の戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかどうかは、手続きごとに異なります。

詳しくは手続き先にお問い合わせください。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ご不明な点がございましたら、窓口でおたずねください。